

ごみ出し困難者への

戸別収集を始めます

【詳細】 廃棄物対策課 庶務係 ☎ 383・4217

● 対象者

高齢や障がいなどの理由で
ごみをステーションに運ぶこ
とが難しい方を対象に戸別
で収集を行う「江別市ごみサ
ポート収集事業」を始めます。

令和2年10月からの実施に
向けて、5月11日から申請を
受け付けます。

制度の利用にあたり、職員
が自宅を訪問し、ごみの排出
状況などを聞き取ります。訪
問の日程調整や提出書類の説
明をしますので、まずはお電
話にてご連絡ください。

● 対象者

ごみステーションへの排出
が困難かつ親族や近隣の方な
どのボランティアによる支援
を受けることが困難な状態
で、次の①から③のいずれか
の要件に該当する方の世帯。

- ① 要介護1以上の認定を受
けている方
- ② 身体障害者手帳1級また
は2級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳Aまたは精神障
害者保健福祉手帳1級の交付
を受けている方

● 収集方法

※対象者の要件に該当してい
ないが、ごみの排出について
困っている方は、廃棄物対策
課（☎ 383・4217）へご相
談ください。

毎週1回、水曜日に玄関前
などの敷地内から、「燃やせ
るごみ」「燃やせないごみ」「資
源物」「危険ごみ」を一括で
収集します。
※各区分に分別が必要で
※室内からは収集しません

資源物・ 危険ごみの出し方

【詳細】 廃棄物対策課指導係 ☎ 383-4217

< 資源物 >

資源物は中身全体が見える透明か半透明の
袋で、品目ごとに分けて出してください。
※中身全体が見えない袋、紙袋、肥料袋や米袋な
どの厚い袋は使用できません。
※ごみが混ざっていたり、中身が残っているもの
は収集できません。

● ペットボトル（ふた・帯は燃やせるごみ）

♻️マークの表示があるもの
に限り、ふたと帯
をはずし、水ですすいで
ください。



● びん・缶（一緒の袋で出せます）

ふたをはずし、水ですすいでください。

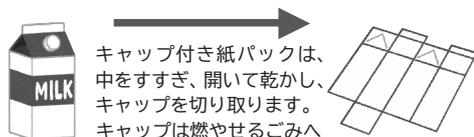
● 白色トレイ

水ですすぎ、ラップなどを取り除いてくだ
さい。

※納豆の容器・色つきトレイは燃やせるごみです

● 紙パック

水ですすぎ、開いて乾かしてください。



キャップ付き紙パックは、
中をすすぎ、開いて乾かし、
キャップを切り取ります。
キャップは燃やせるごみへ

< 危険ごみ >

危険ごみは「スプレー缶、ガスカセット缶」
「蛍光管」「電池、ライター、水銀体温計」
の区分に分け、中身全体が見える透明か半
透明の袋に入れて出してください。

※スプレー缶などはできるだけ使い切り、穴を開
けずに出してください

※小型充電式電池は、金属端子部分をビニールテ
ープで覆ってください

※火災の原因になりますので、危険ごみは燃や
せないごみに混ぜないでください

分別や出し方に迷う場合は…

「分別の手引き」や「ごみの出し方相談
ダイヤル（☎ 384-5600）」でご確認くだ
さい

集団資源回収でリサイクル

【詳細】 廃棄物対策課 ☎ 383-4211

収集日カレンダーに掲載されている資源物
収集のほかに、自治会などで行っ
ている集団資源回収があります。

詳細は右のQRから



地域清掃ごみの出し方

自治会や地域一斉清掃などで集めたごみは、分別して「燃やせるごみ」「燃
やせないごみ」は公共ごみ袋に、「資源物」「危険ごみ」は透明または半透
明の袋に入れて、それぞれの収集日にごみステーションに出してください。

集めた地域清掃ごみが5袋以上の場合

ごみステーション以外の場所に集積したものを別途収集しますので、廃棄
物対策課（☎ 383-4217）へお電話ください。（この場合、公共ごみ袋を使
用する必要はありません。任意の袋を使用して、ごみをまとめてください。）

注意点

※ 各家庭から出るごみに、「公共ごみ袋」は使用できません。

※ 草取りをした際、草に付着した土は取り除いてください。土が多い場
合は収集できません。

地域清掃ごみの対象とならないもの

● 共同住宅の敷地内は公共の場所ではないため、地域清掃ご
みの対象になりません。処理は管理者にご相談ください。

● 道路やU字溝の土砂の処理は土木事務所（☎ 383-5900）に
ご確認ください。

【詳細】 廃棄物対策課指導係 ☎ 383-4217

